

公益財団法人日本アイスホッケー連盟 役員推薦委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の定款第22条（役員の選任）第2項に基づき、理事及び監事を評議員会に推薦する方法を定める。

(役員推薦委員会の設置)

第2条 前条の目的のため、役員推薦委員会（以下、「本委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第3条 本委員会の役割は、評議員会に対し理事と監事の候補者を推薦することである。

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、業務執行理事の中から互選により選出された者3名、監事2名以上及び監事が指名する外部有識者2名で構成する。

- 2 会長立候補者の応募が無い場合、または予備投票で会長候補者が決まらない場合は、地域ブロックから評議員各1名を委員に追加することができる。
- 3 地域ブロックは、北海道・東北・関東・東京・北信越東海・近畿・中四国及び九州の8ブロックとする。
- 4 本委員会の委員長は、委員の互選によって決める。

(委員会の招集)

第5条 本委員会は委員長が必要に応じて招集する。

(会長立候補者の募集)

第6条 本委員会は、評議員、理事、加盟団体等に対し、会長立候補者を一定期間を決めて募集する。会長立候補者は、立候補の趣意書に加え、一定数の推薦人による推薦書を添えて本委員会に届け出る。

- 2 会長立候補者の募集期間は、役員改選期の評議員会の開催3ヶ月前からを原則とする。会長立候補者の募集の詳細要領は、本委員会で別に定める。

(会長立候補者の評議員による予備投票)

第7条 本委員会は、立候補者の資格が定款並びに定款施行細則に合致していること並びに立候補趣意書と推薦書が規程通りであることを確認した上で、全評議員に対し会長候補者の予備投票を行う。

- 2 有効投票数の過半数を獲得したものを、会長候補者とする。
- 3 会長候補者の予備投票の詳細要領は、本委員会で別に定める。

(会長候補者の該当者がいない場合)

第8条 期日内に会長立候補者が出ない場合、または予備投票で有効投票数の過半数を得られなかった場合は、本委員会が会長候補者を新たに選考し、改めて第二次予備投票を行う。

- 2 会長候補者の選考作業には、地域ブロックを代表する評議員8名も本委員会の委員として参加する。
- 3 第二次予備投票で有効投票数の過半数を得た場合は、会長候補者とする。

- 4 第二次予備投票で有効投票数の過半数を得られなかった場合は、本委員会が改めて会長候補者を選考し、予備投票を経ずこれを会長候補者として評議員会に推薦する。

(会長候補者による理事・監事の推薦)

第9条 本委員会で選ばれた会長候補者は、理事・監事の推薦名簿を本委員会に提出する。

- 2 推薦する理事は6名以上11名以内とする。
- 3 推薦する監事は3名以内とする。

(地域ブロックによる理事の推薦)

第10条 地域ブロックは、各1名の理事候補者を本委員会に推薦する。

(理事・監事の審査)

- 第11条 本委員会は、推薦された理事・監事候補者が、定款第23条の規定に適合しているかを確認する。
- 2 本委員会は、会長候補者の推薦した理事・監事と、地域ブロック推薦の理事について、この構成で適正な連盟運営が可能かを調べ、必要に応じて会長候補者または地域ブロックに対して、理事候補者の再推薦を求めることができる。

(評議員会への理事・監事の推薦)

第12条 本委員会は、前項の審査に基づき、次期の理事・監事を評議員会に理由を添えて推薦する。推薦時に会長候補となる理事を明らかにする。

(理事・監事に欠員が生じた場合の処置)

第13条 本委員会が推薦した理事・監事候補者を評議員会で個別に議決した結果、選任された理事・監事がそれぞれの定足数に満たない場合には、本委員会を即時開催し改めて追加の理事・監事候補者を推薦する。

(理事・監事の任期中の補充)

第14条 理事・監事の任期中に補充が必要となった場合は、本委員会で候補者を評議員会に推薦することができる。

(本規程の変更)

第15条 この規程は、評議員会の決議によって変更することができる。

附則

本規程は、平成24年9月15日から施行する。

附則

本規程は、令和元年9月22日から施行する。

附則

本規程は、令和4年9月24日から施行する。